

那霸市教育委員会会議録

平成30年度(2018年度)第21回(定例会)

署名人 比嘉佳代人

教育長 田端一正

開催日時 平成31年(2019年)3月5日(火) 開会 午後2時00分
閉会 午後3時28分

開催場所 那霸市役所7階 701AB会議室

出席者

[教育長・教育委員]

田端一正教育長、本仲範男委員、比嘉佳代委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員

[事務局職員]

【生涯学習部】屋比久猛義部長、山内健副部長

(総務課) 仲程直毅課長、森田勝副参事、平良尚子副参事、安座間蘭主査、平安真希子主査

【学校教育部】奥間朝順部長、森田浩次副部長

(学校教育課) 馬上晃課長、上江洲寛副参事、川端修副参事、新垣朝成管理主事、池原鉄指導主事、
濱川太指導主事、高良和稔主事

議事日程 ※日程3~9は非公開案件に該当

1 議案第36号 那霸市いじめ防止基本方針の改定について【学校教育課】

2 議案第37号 公文書非公開決定に対する審査請求にかかる裁決について【学校教育課】

3 報告1 教育長が臨時代理したことについて ※教職員(管理職)の異動について内申【学校教育課】

4 報告2 教育長が臨時代理したことについて ※教職員(指導主事)の任免について内申【学校教育課】

5 報告3 教育長が専決したことについて ※教職員の任免について内申【学校教育課】

6 議案第34号 職員人事(指導主事管理職退職)について【総務課】

7 報告4 職員人事(指導主事採用)に関する教育長の専決について【総務課】

8 報告5 職員人事(採用)に関する教育長の専決について【総務課】

9 議案第35号 職員人事(管理職定期異動)について【総務課】

会議録作成（総務課）平良俊弥主査

田端教育長 それでは平成30年度第21回教育委員会会議（定例会）を開催いたします。本日の会議録署名は比嘉委員にお願いいたします。よろしくお願いします。お手元にお配りした議事日程のとおり進めて行きたいと思います。本日は議案・報告も数多くありますので、どうぞ進行の方にご協力をよろしくお願いしたいと思います。議案第36号「那覇市いじめ防止基本方針の改定について」を議題といたします。奥間学校教育部長、お願いします。

奥間部長 議案第36号「那覇市いじめ防止基本方針の改定について」、那覇市いじめ防止基本方針を別紙のとおり改訂する。平成31年3月5日提出。教育長 田端 一正。提出理由 「那覇市いじめ防止基本方針」を関連法等との整合性を図り、改定する必要があるので、この案を提出する。詳細につきましては、学校教育課の方から説明をいたします。

田端教育長 馬上学校教育課長、お願いします。

馬上課長 説明いたします。その前に資料の方が差し替えになっています。最初に配られた資料の2番目に、「(4)いじめの報告」という項目があると思いますが、こちらの方は、もう少し検討が必要ということで、今回、こちらは省いております。那覇市いじめ防止基本方針の改定については、3年ごとに改定をするというふうな文言がありますが、もう3年を過ぎていますので、今回、検討して、その改定を提案していきたいと思います。改定のポイントは2点です。

まず1点目が、「いじめ防止啓発月間」を年度初めに、「いじめ防止強化月間」を夏休み明けに新設するということで提案したいと思います。※印の方に内容が説明されておりますので読み上げたいと思います。市内小中学校の傾向として、5月・6月にいじめ認知件数が増加し、9月には全国的に自殺件数が増加するというところで、それをいじめも含めて強化月間・啓発月間という形で設定しております。年度初めには啓発月間、そして夏休み明けには強化月間として、いじめの防止対策の充実を図ることとしております。後で改定前と改定後の方を比較しながら説明したいと思います。2点目に「重大事態としてとらえる」という文言を、「重大事態が発生したものとしてとらえる」に変更したいと思います。こちらは文部科学省で平成29年度に決定したいじめの防止等のための基本的な方針において、重大事態の意味について「児童生徒・保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態といえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる」という文言からきております。こちらも後で、資料の方で改定前と改定後で比較しながら確認したいと思います。

では、資料の方の表をご覧ください。改定前の第2章3項(1)ウの方になります。これまででは「児童生徒をいじめから守り社会全体でいじめの防止に取り組むこと

への理解及び協力を求めるため、6月を『いじめ防止啓発月間』とする」というふうに定めておりましたが、改定後は右側の方をご覧ください。改定後は「児童生徒をいじめから守り社会全体でいじめの防止に取り組むことへ理解及び協力を求めるため、4月の第3月曜日から5月の第4金曜日までを『いじめ防止啓発月間』、8月の第3月曜日から9月の第4金曜日までを『いじめ強化月間』とする」という文言を入れていきたいと考えております。そして次に下の方をご覧ください。重大事態への対処ですが、中段より下の方の文章から確認したいと思います。まず改定前は「なお、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある」という表現を、右側の方をご覧ください。「なお、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとしてとらえる必要がある」ということで、よりわかりやすく表現した形となっております。以上の2点を提案したいと思います。

田端教育長 ありがとうございます。今回、この2点の改定を諮るということになります。この那覇市いじめ防止基本方針は、平成26年8月にお手元にある資料のとおり作られていて、その中に「必要があると認めるときには見直しをする」というふうな部分がありますので、今回、見直しをしたということあります。この件について、いかがでしょうか。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 啓発月間も強化月間も期間が設定されているから、学校現場としては具体的で取り組みやすいんじゃないかなと思いますね。

田端教育長 学校教育課の方からも防止啓発と防止強化、この辺の意味合いとかの説明をお願いします。馬上学校教育課長、どうぞ。

馬上課長 もともとの基本方針では、啓発月間だけで作られていたんですけど、実際にこの3年間やってみて、これはやっぱり内容的には強化月間のことを意味しているんじやないかということありました。そして、これまで6月を啓発月間とやっていたんですけど、もっと早い段階、年度が始まっていじめとかが一番増える兆候が出るその以前にやる必要があるのではないかということで、今回、その辺を専門委員会等にも諮りながら、ご意見もいただいて、それぞれの期間に2種類を設定する形で、必要性に応じて設定しているような形になっております。

田端教育長 この防止強化の方の説明はどうしますか。

馬上課長 防止強化の方については、夏休み明けに自殺等も増えると。ただ、これはいじめに限ったことではないんですけど、いじめの部分での防止強化もやっぱりこの時期は必要だろうということで、この時期に合わせています。名前は「いじめ防止強化月間」

ではあるんですけども、そういう自殺防止も含めて学校が総合的に取り組めたら良いのかなということで、いろいろな意味合いを込めて強化月間という形で、意識をもっとそういう子ども達の自殺防止に向けた取り組みをして、しっかり頑張っていただこうということで設定しております。

田端教育長 他に何かないですか。はい、喜屋武委員、どうぞ。

比嘉委員 啓発と強化の違いだと思うのですが、強化というのはより深く関わるというイメージでよろしいですか。

馬上課長 はい。

田端教育長 ついでに中身についてもどのようなことをするのかというのを教えていただけますか。

馬上課長 啓発月間についてはこちらの方で資料等も準備して、次年度から既に配布予定でありますので、担当の方から説明いたします。

濱川指導主事 啓発月間に関しましては、この後、各学校に送付するんですけど、保護者向け、あるいは地域向けのリーフレットを作成してあります。それを各学校に配付して、地域全体あるいは保護者全体に、子どもたちをみんなで見て取り組んでいきましょうという啓発いたします。学校に関しては、今まで6月にやっていたものをより早く対応できるようにということで資料を配付するようにしています。9月に関しては、夏休み明けに休みが増えますので、児童生徒の出席の確認であったり、教育相談、週間を見たり、子どもたちのいろんな声を拾っていきましょうということで強化をするということで対応していきます。またその中で、いろんな講座・講話とかそういうのを入れて強化を図っていただきたいということで、このいじめ防止啓発に関してもこの5年間ずっと取り組んできていますので、これを継続して次年度以降もやっていきたいなと考えています。

田端教育長 4月は2週目辺りからは学級づくり、それをしっかり学校はやっていこうということですけれども、その後で、学校それから家庭・地域と、いじめを防止する体制を作るということなんですね。夏休み明けの頃、その体制をとおしてしっかり検証していくながら、個々の相談にあたるという取り組みなんですね。これは通常は学校でも普通にやっているんですけど、それをこの基本方針の中に盛り込んだということで、より徹底できるかなという意味合いだということになります。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 ただ、この資料の文言の表現の仕方についてですけどね。一番最初の1行目に、那覇市内中学校の傾向として、5月・6月のいじめ件数が増加すると。そして9月には全国的自殺件数が増加すると書いてあるもんだから、この表現はドキッとするね。要するに自殺件数が増加しているとか、そういう傾向にあるとかだったら良いんだけど、自殺件数が増加すると断言したような表現になるので、ちょっとこの辺の表現の仕方は気付けた方が良いんじゃないかなと思いますね。

- 馬上課長 そうですね、増加傾向にあると。
- 本仲委員 増加すると言ふとこれ断言していますからね。
- 田端教育長 この辺の表現の方法を柔らかくお願ひしたいと思います。当然、前提にあるのは、いじめ見逃しがゼロということです。今、いじめ認識件数が膨大な数に増えていますけれども、これは可能性のあるものからしっかり調べていって、認知した件数を多くして対応していきましょうということです。当然のことながら、学校の方から教育委員会への報告も、しっかり行われているという前提のもとに、これが行われているということです。いじめ見逃しがゼロというのは徹底してやっていきたいなということになります。そういう形で今回3年を経過しての見直しということであります。よろしいでしょうか。しっかり機能が発揮できるようにお願ひしていきたいなというふうに思います。それでは他にご質問はありませんでしょうか。はい、ありがとうございます。議案第36号「那覇市いじめ防止基本方針の改定について」は、議案のとおりで決定ということで、よろしいでしょうか。
- 全員 異議なし。
- 田端教育長 ありがとうございました。それでは議案第36号「那覇市いじめ防止基本方針の改定について」は、議決いたしました。
- 奥間部長 続きまして、議案第37号「公文書非公開決定に対する審査請求に係る裁決について」を議題といたします。奥間学校教育部長、お願ひします。
- 田端教育長 議案第37号「公文書非公開決定に対する審査請求に係る裁決について」、那覇市情報公開条例第6条第1項の規定による非公開処分に係る平成29年6月20日付審査請求に対し、別紙のとおり裁決をする。平成31年3月5日提出。教育長 田端一正。提案理由 平成29年6月20日付審査請求について、那覇市情報公開・個人情報保護審査会の答申を受けたので、当該審査請求に対し、裁決を行うためこの案を提出する。詳細につきましては、学校教育課から説明をいたします。
- 馬上課長 馬上学校教育課長、お願ひします。
- 馬上課長 公文書公開決定に対する審査請求について、経緯についてご説明いたします。平成29年5月26日に公文書の公開請求が出されております。そして請求の結果、平成29年6月9日に教育委員会事務局は条例7条第1項第4号に該当するとして公開しないことを決定しております。そして平成29年6月20日、審査請求人は本処分を不服として、不服申し立て審査請求書を提出しております。そして平成29年8月3日、教育委員会は那覇市情報公開・個人情報審査会に対して、審査請求に係る諮問を行っております。そして平成29年10月10日から第1回審査会がありまして、平成30年1月9日の第4回を経て、そして平成30年3月8日に答申書の確定がなされております。内容は「全国学力学習状況調査における那覇市立小中学校の平均値等について」の公文書非公開決定処分に対する審査請求、平成29年度第1号となつ

ております。そして平成30年3月29日、教育委員会会議にて答申書の報告及び一部公開に関する内容の確認がなされております。そして審査会答申の概要としましては、先程、少し読みましたが、「全国学力・学習状況調査における市の平均値（教科・学校質問紙・児童生徒用質問紙）は公開すべき、学校ごとの平均値に関しては、学校が特定されないように学校名、児童生徒数などを伏せて公開すべき」という答申が出ております。公開する文書の内容については、一部公開する内容についてということで、表に6点まとめております。文書の名称としましては「平成25年度～平成28年度全国学力学習状況調査」、公開妥当と判断された部分はそれぞれ、1つ目が市の教科に関する調査の平均正答率、2つ目が市の児童・生徒質問紙調査の平均値。3つ目が市の学校質問紙に係る平均値。4つ目が学校ごとの教科に関する調査の平均正答率。5つ目が学校ごとの児童・生徒質問紙に関する調査の平均値。6つ目が学校ごとの学校質問紙の回答となっております。そして※印の1つ目をご覧ください。「上記の文書に関して、学校名、児童生徒数など学校が特定されるおそれがある部分を除き一部公開とする」となっております。そしてもう1つの※印の方は、「平成18年度～24年度の文書は不存在」ということで、こちらは該当しておりません。以上となっております。

田端教育長 資料の最後、その他の部分も読んでください。

馬上課長 はい。その他として、大阪高等裁判所における係争事案で、本件と同様の内容が公開が妥当であるとされているようです。

田端教育長 休憩します。

～休憩～

～再開～

田端教育長 それでは再開したいと思います。馬上課長、確認のためなんですが、何々を公開してほしいというのが、ありましたよね。それを説明してもらってもいいでしょうか。

池原指導主事 先程の1枚の資料にまとめているんですが、公文書の公開請求ということで、請求内容に関しましては、国語・算数・数学いわゆる教科に関する那覇市の平均値、学校ごとの平均値、学級ごとの平均値、それから児童質問紙と生徒質問紙、これはアンケートのようなものなんですが、そちらの那覇市の平均値、学校ごとの平均値、学級ごとの平均値、それから学校質問紙、これは学校が答えるアンケートのようなものですが、こちらの那覇市の平均値、学校ごとの回答がわかる資料ということで公開の請求がございました。以上です。

田端教育長 ありがとうございました。この件に関して、ご意見、ご質問、あるいは、再度、補足説明等でも、よろしいですので、お願いしたいと思います。

馬上課長 補足でもよろしいですか。

田端教育長 はい、どうぞ。

池原指導主事 事務局といたしましては、この条例7条第1項第4号にあたる部分は、こちらの資料になります。那覇市情報公開条例という資料ですが、条例7条第1項第4号才にあたる部分を読み上げます。「その他市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすことが明らかなもの」に該当するということで非公開としました。それから別添の答申の方にもあるのですが、答申書の3ページ、学力調査における実施要領の中で6点の配慮事項が定められています。まず、教育上の効果や影響等を考慮して公開をしてほしいこと。それから数値のみの公開は行わないでほしいということ。それから一覧での公表や数値による順位を付した公開などは行わないということ。それから個人情報の保護を図ること。学校や地域の実情に応じて個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うことということ。こうした配慮事項を勘案いたしまして、学力調査の数値を公開しますと、学校間の序列化、それから過度な競争が生じ児童生徒の生きる力を育むことを目標とした、本来、取り組むべき教育活動が行えないような事態に陥るということで非公開というふうな判断をしました。その件で答申の中では、那覇市の数値を公開することで過度な競争、それから序列化を図ることはできないのではないかという答申がございました。それに学校ごと、数値に関しましては、やはり序列化が生まれるのではないかということで、学校名が特定されないような形での公開・公表をしてほしいということで答申をいただいております。今回、裁決書にもあるのですが、概ねこの答申書を尊重しまして裁決書を作成しております。以上です。

田端教育長 ご質問、いかがでしょうか。私からと言うのもなんですが、補足をお願いします。この公文書公開決定に関する審査請求についてという資料で審査請求人が公開を求めている資料というのは、先程、説明してもらったとおりですけど、その中で答申を受けて、請求人の求めたとおりにこちらが公開しないものを教えてください。

池原指導主事 公開しないものはまず学校名、学校の児童生徒数、それから学校質問紙における学校の回答で学校の職員の構成、例えば所属している先生方の年齢層、それから職員数、それから学級数、そういうものに関しては公開いたしません。そういうことを公開することによって学校の特定がなされるおそれがありますのでそういう部分に関しては非公開としております。

田端教育長 今のお話は学校の情報ということですね、それは出さないと。それに絡めて、請求内容の中の（C）学級ごとの平均値というのがあるじゃないですか。この学級ごとの平均値は出さないですよね。

池原指導主事 はい、出しません。

田端教育長 その理由を教えてください。

池原指導主事 答申にもあるのですが、審査会の判断という部分が6ページから8ページにありま

す。「その余の文書」ということで、今、挙げられました那覇市の結果や学校ごとの結果以外の文書については、学校が特定できる情報や他の情報と結びつけて、個人が特定され得る情報を含んでいることから、非公開とすることが妥当であるとあります。学級によっては、学級の児童の所属数等がわかりますので、そういうことを勘案しまして、学級ごとの正答率などの公開はしないことにしています。

本仲委員 ちょっとわかりにくい感じがしますね。

田端教育長 学級ごとの平均正答率は出さない。だけど学校ごとは出すということなんんですけど、ここの違いというのを、例えば学級ごとと言った場合は、それが学校の情報と繋がりやすいということなんですよね。そこら辺を、もう少し詳しく、わかりやすく教えてもらって良いですか。

池原指導主事 学校によって学級数が決まっています。例えば1校あたり1学級、それから2学級、そういう学校もございますので、そういう学級ごとの公開をしてしまうと学校の特定がされるおそれがあるということで非公開としています。

田端教育長 よろしいでしょうか。例えば6年生、それから中学2年生ということではありますけれども、例えば那覇市内には単学級の学校もあるわけです。それから数の多い学校もあるということになりますと、ある程度の方向性が定まると、おそらくこのうちのどれかだろうなというようなことにも繋がりかねないということですので、学校ごとの平均値はとりあえず出しますけれども、さらに一步進んで、学級ごとについては、この答申にあるとおりの情報が含まれているという解釈で出さないというようなことでよろしいでしょうか。この件に関して、どうでしょうか。本仲委員、どうぞ。

本仲委員 学級ごとの平均値は出さないというようなことの説明については、要するに、この公開を請求した人からすると、今の説明からすると、ちょっとわからないんじゃないかなという感じがするね。確かに、在籍だとか、職員数であるとか、それから学級数、これは特定されますよ、これはすぐわかると思う。ところが学級ごとの平均値というのは、平均点で出すわけだから、なんでこれはやっても良いんじゃないのと言ってしまう感じがするね。ちょっとこの辺の回答の仕方は、もう少し工夫したほうが良いかも知れない。今の説明からすると、ちょっと公開請求した人からすると、納得するかなという感じがしました。

田端教育長 ただ、仮に1校でもですね、特定されるということは好ましいことではありませんし、全国学力調査の配慮事項に相反すると思うんですね。ですので、学級ごとといった場合には学級の数はわかりますから、その辺の危険性に含まれるということなので、答申では8ページの（3）でその余の文書については公開しないということで出してきているんですね。

本仲委員 そうか、そういう意味ですか。要するに1組だったら何点でした、2組だったら何

点でした、これだけですとなったら、1組と2組だなという形になるから特定されるということですね。この辺の説明ですよね。はい、わかりました。

田端教育長 ということあります。このいきさつは、当初は公開しないということであったんですけれども、不服を受けて那覇市情報公開・個人情報審査会の方に諮詢をして、答申が来た文に沿って、公開するように手続きを取っているということです。これは答申どおりということでよろしいんでしょうか。

池原指導主事 はい、さようございます。

田端教育長 他にありますでしょうか。ちなみに文部科学省の配慮事項では、公開する時には平均値のみではなく、どこが良くてどこが良くなかったと、そしてどういう対策をしてこれからやっていこうという部分も含めて、公開するのが行政の務めというふうに書かれてありますけれども、その辺についてはどうするのですか。

池原指導主事 平成25年度に学力調査における学校での対応については要望がございまして、学校においても、概ねこのような形で数値だけの公開はせずに、分析までを含めて公開をしていただきたいというところで確認をしております。那覇市の数値に関しましても、本年度、数値に加えて分析までを含めまして、「広報なは市民の友」の方で公表していますので、今後もこういった対応で進めて行きたいというふうに考えております。また、教科における正答に関して、これまで少数第一位までの公表だったんですが、平成29年度から整数値での公表になっております。整数値での公表ですので、およそ同じ点数の学校がずらずらと並んできますので、序列化が中々難しい状況にあります。そういう状況ですので、今後、こういった正答率を並べて学校での順位を付けるという情報開示の請求は無くなるのかなとは考えているのですが、概ね、文部科学省の方針に沿った形で公表していきたいというふうに考えております。

田端教育長 他にありますでしょうか。平良委員、どうぞ。

平良委員 校長先生は、他の学校の情報も全部わかっていないらしいのですか。

池原指導主事 学校間で直接聞いて、お宅の学校はいかがですか、というやり取りがあって初めてわかるような情報です。学校の方には、県の数値と学校の数値、国の数値がきますので、およそ自校の数値に関してのみ把握をしているという状況なのかなというふうに思います。

本仲委員 校長同士は知らないということですね。

田端教育長 やはりこれは、例えば那覇市の平均に対して、自分の学校がどの位足りないのか、あるいはどの程度を上回っているのか、足りない所はどこなのかということで、それを授業に生かすことが大事なことですので、全体的な順位というのは、学校の先生が知るよしもありませんので、中身の部分を大事にしていきたいというふうに多分なさっている方がほとんどじゃないかなと思うんですよ。

平良委員 はい、わかりました。

田端教育長 他に大丈夫でしょうか。今後も、ぜひ子ども達の学習指導にしっかりと生かしていくように取り組んでいただきたいなというふうに考えています。それでは、他のご質問はよろしいということですね。この議案第37号「公文書非公開決定に対する審査請求に係る裁決について」は、議案のとおりで異議はございませんでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。では議案第37号「公文書非公開決定に対する審査請求に係る裁決について」は議決いたしました。

次に会議の非公開について諮りたいと思います。議事日程3から9までは人事案件であるため、非公開とすることが適当であると思われます。会議の非公開の可否について、委員の議決を諮りたいと思います。議事日程3から9までを非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 それでは異議なしとのことですので、議事日程3から9までを非公開といたします。関係者以外は退席をお願いします。

～ 非公開 ～

田端教育長 非公開を解きます。以上をもちまして平成30年度第21回教育委員会会議（定例会）を終了いたします。

案件の審議結果

議案第34号	職員人事(指導主事管理職退職)について	原案どおり可決
議案第35号	職員人事(採用)に関する教育長の専決について	原案どおり可決
議案第36号	那覇市いじめ防止基本方針の改定について	原案どおり可決
議案第37号	公文書非公開決定に対する審査請求にかかる裁決について	原案どおり可決
報告1	教育長が臨時代理したことについて ※教職員（管理職）の異動について内申	承認
報告2	教育長が臨時代理したことについて ※教職員（指導主事）の任免について内申	承認